

海外派遣プログラム報告書

<作成要領>

- ・下記 I II IIIをあわせて A4 版 4 頁以上
- ・提出期限：研修終了後、1 ヶ月以内
- ・提出先：blc@j.u-tokyo.ac.jp（ビジネスロー・比較法政研究センター）

I 概要

- ①氏名：吉見洋人
- ②派遣先：ハーグ国際私法会議
- ③派遣期間：6 月 4 日～8 月 17 日

II 業務内容

（派遣先で行った業務を具体的に記載してください。業務日誌のような形態でも結構です。）

①1996 年ハーグ条約(child protection)Art.8,9 についての判例リサーチ

同条はとある締結国に係属中の手続についてより適切と思われる他の加盟国への移送を可能とするものである。同条の適用例が表面上に現れた事例はほとんどない。しかしながら非公表の事例として多用されているものと思われる。ほぼ同内容の条文が regulation (EC) No2201/2003 Art.15 にある。よって EC 規則について EU 加盟国、および EUCJ の判例リサーチを行った。ただし語学上の問題からイングランドウェールズ、スコットランド、アイルランド等の国々に止まった。

②ウェブサイト広報用文章の作成。

派遣期間中、キプロスが条約を批准したため、HCCH ウェブページ告知用の文章を作成した。

③special committee への出席

1980 条約、1996 条約、2007 条約（家族法についての条約群である）の特別委員会に臨席させていただいた。

④international organization day の準備

9 月にあるハーグ・インターナショナル・オーガナイゼーション・デイ（ハーグ内の国際機関が一般公開されるイベント）の為、条約の説明や HCCH の役割についてのポスターを作成した。作成したポスターは 1980 年条約、1996 年条約、2003 年条約、adoption convention、apostille convention、evidence convention、service convention である。

⑤1980 条約についての書式の現代化

1980 年条約について、HCCH は子供の返還を求める申請、および面会交通の申請のためのモデル書式を作成、公表している。このモデル書式について、各国の意見を基に現代化、改善が目指されることになっている。この作業の一環として、各国の意見が反映されたモデル書式のドラフトバージョンの校正作業を行った。

⑥judge's news letter 校正

HCCH は 1980 年条約における中央当局、および国際ハーグネットワーク参加の裁判官向けに年二回の news letter を発行している。今夏のニュースレターについて、校正作業を行った。

⑦その他

その他、過去のインターン生の名簿作成と現状の調査、簡単なリサーチ、他のインターン生の手伝いとしてプレゼンテーションスライドのドラフトを行った。

III レポート

(派遣先で得た知見、印象を受けたこと、研修で学んだことなどを自由に書いてください。)

1. はじめに

2 か月半という長期にわたる海外経験、それも一人での生活は初めてでありそれだけでも新鮮、かつ貴重な経験でした。下宿先探し、銀行口座の開設、家賃の支払いなどもすべてが初めてで、困惑することも多々ありましたが学習することも多かったです。HCCH のスタッフの方々は大変親切で、業務に限らず、日常生活についても温かなサポートをしていただきました。慣れないことばかりで、多くのトラブルを抱えたにも関わらず、なんとか生きのびることができたのは周囲の方々のおかげと思います。

2. 業務について

業務についてはインターン生といっても最初から本格的な仕事を与えられることに驚きました。HCCH をはじめとする国際機関の標準的なインターンの期間は 3 ヶ月であり、そこではインターンも単に就業訓練ではなく、労働力の一つとして期待されていると感じました。それゆえ、インターン生にたいして事務的な説明や業務の説明があったのは最初の 1, 2 日だけでした。それ以降は上記のような業務を振り分けられることが主になりました。また、インターンを行うのは単にリクルーティングのためではなく、むしろ広報活動の一環としての役割を担っているとも感じました。

具体的な業務についても手取り足取りという形ではなく、またもともと具体的なプログラムが組まれているわけではないと感じました。一つの業務が終わり、次に、次に、というように順序が組まれているわけではなく、ある業務を行っている間に別の業務を依頼されることもありました。逆に一つの仕事が終わったにも関わらず、他のタスクがなにもないという状況もままあり、その場合は常勤スタッフや他のインターン生に何か手伝える仕事がないか尋ねて歩くことになりました。

具体的な業務内容についても学ぶことばかりでした。ハーグ条約については子の奪取条約(980 年条約)のみ多少日本で勉強していたのですが、その他の条約(国際養子、子供保護条約、扶養条約、証拠条約など)についてはほとんど知識がなくまずはそうした条約についての法律的

な知識を仕入れることができるだけでも大変興奮しました。さらに、そうした条約が現在どのように運用され、いかなる問題点があるのか、とりわけその中の HCCH 事務局の役割などは単に条約の文言を眺めていても出てこない部分でして、実際の業務を通じてこうした場面を見ることができるのは大変貴重な機会だったと思います。そして、自分が指摘した修正点が受け入れられることは確かに誇らしいことでした。ただのロースクール卒業生にすぎないインターン生の自分が、世界中で通用する条約に多少なりとも影響を与えられたかもしれないのです。

3. 国際機関で働くということ

具体的な条約の運用から離れて、国際機関の在り方についても学ぶところが大でした。一か月に一度、リーガルスタッフミーティングがあり、そこで各プロジェクトの進捗状況や各支部の近況報告が行われるのですが、毎回これからの HCCH の在り方についての議論が戦わされていました。また、飲み会や食事などにおいても国際機関の在り方が会話のテーブルにのぼることが多々あり、常に組織のよりよい在り方をスタッフが真剣に考えていると感じました。もしかしたら、これは HCCH のように比較的小さな国際機関に特有のことかもしれません。HCCH 全体の組織の在り方、ガバナンスの在り方についてはハーグアカデミーのうちの一つの特別講義で、HCCH 事務局の John Thomas 氏が講演をしてくださいました。また、すれ違った際や食事の際などに常勤スタッフの方にこちらが質問すると、誰もが大変丁寧に答えてくれました。

4. ハーグアカデミー

すでに過去の派遣生の方がなんとも言及されていますが、ハーグアカデミーについても記しておかねばなりません。HCCH のインターン生はハーグアカデミーのコースに限られた時間内で出席することが許されています。私は、パリ第二大学の M.Louis.D'AVOUT 教授の講義および、バルセロナ大学の Cristina GONZÁLEZ BEILFUSS 教授の講義を聴講しました。前者は多国籍企業と従来の厳密な連結点を基礎とする準拠法選択との関係を論じたもので、後者は国際家族法における私的自治の役割と限界について論じたものです。どちらも困難な、しかし今まさに解決が求められている論点に関するもので最先端の議論とはこういうものかと感動しました。一方で、上記の論点は東大法科大学院でも議論した経験がある問題であり、東大の先進性を再確認する機会ともなりました。

5. その他の生活

HCCH のオフィスにはキッチンスペースがあり、インターン生はそこで一緒に昼食をとることが慣習化していました。そこではそれぞれの国の文化の違いや、週末の旅行の結果、その週のイベントなど様々なことについて会話をしました。インターン生は様々な国々から来ており、それぞれの国の文化、特に食についての話は盛り上がりました。私の拙すぎる英語にも関わらず

丁寧に話を聞いてくれたことには大変感謝しています。滞在初期はほとんど会話に加わる事ができず、また、聞くことも半分以下しかできない状態でしたが、最終週には多少は会話をする事ができるようになりました。

英語は問題でした。私はこれまで留学経験などはなにもなく、また英語はそもそもあまり得意な部類ではありませんでした。そのため最初は業務の指示を聴き取る、理解するのにも難儀しました。とりわけ、ある単語の意味を取り違えていたためにまったく頓珍漢なことをしてしまったのは苦い思い出です。こうした状況は最後まであまり変わりませんでした。最後のほうは多少は聴き取れるようになってきたこと、そしてもうなにもおそれずとにかく聞き返していたことで何とか理解できる状況になっていました。それでも最後まで、業務上、自分がした仕事の説明や校正作業での細かな差異の指摘や議論などを口頭ですることには苦勞しました。ただ、今回の派遣で多少は英語への苦手意識が払しょくされたので今後は精進したいと考えています。

週末はオランダ国内や、周辺諸国への小旅行に行くことが多かったように思います。フランス、ベルギー、ドイツを訪問しました。パリ、ブリュッセル、アムステルダムにいる他の派遣生とも連絡を取り合い、一緒に観光に出かけるなどをしていました。またハーグには、日本大使館をはじめとしていくつかの国際機関があつまっておりそれらに勤務する日本人の方とも知り合う機会が多数ありました。とりわけ ICC の赤根判事には、ICC のイベントに招待していただくなど大変お世話になりました。この場を借りて深くお礼申し上げます。

6. 最後に

最後になりましたが、私が様々な仕事を任せていただいたのも、インターン生として受け入れていただいたのも、東京大学のバックアップがあって、初めて成り立ったものであると感じています。それに加えて、一ヶ月間、安全な場所で、資金面で大きな苦勞をせず、業務に集中して生活をする事ができたのは、援助をしてくださっていた企業の方々のおかげです。岩村先生、藤田先生、後藤先生、そして BLC の川村様に厚くお礼申し上げます。また、ハーグでのインターン業務を全面的にサポートしていただいた Philippe Lortie 氏、Frédéric Breger 氏、そして HCCH のスタッフの皆様に厚くお礼申し上げます。大変貴重な経験でした。本当にありがとうございます。